

第28回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時：2021年8月6日（金）

午後6時から午後7時まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

資料2：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第5波の終息に向け
県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料3：愛知県まん延防止等重点措置の概要

資料4：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第5波の終息に向け
県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の増床について

参考資料3：愛知県のワクチン接種の状況

参考資料4：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

第 28 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	ささき たつや 佐々木 龍也 (代理出席:副事務局長 なかしま ゆうこ 中島 裕子)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うきみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美

第28回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 配席図

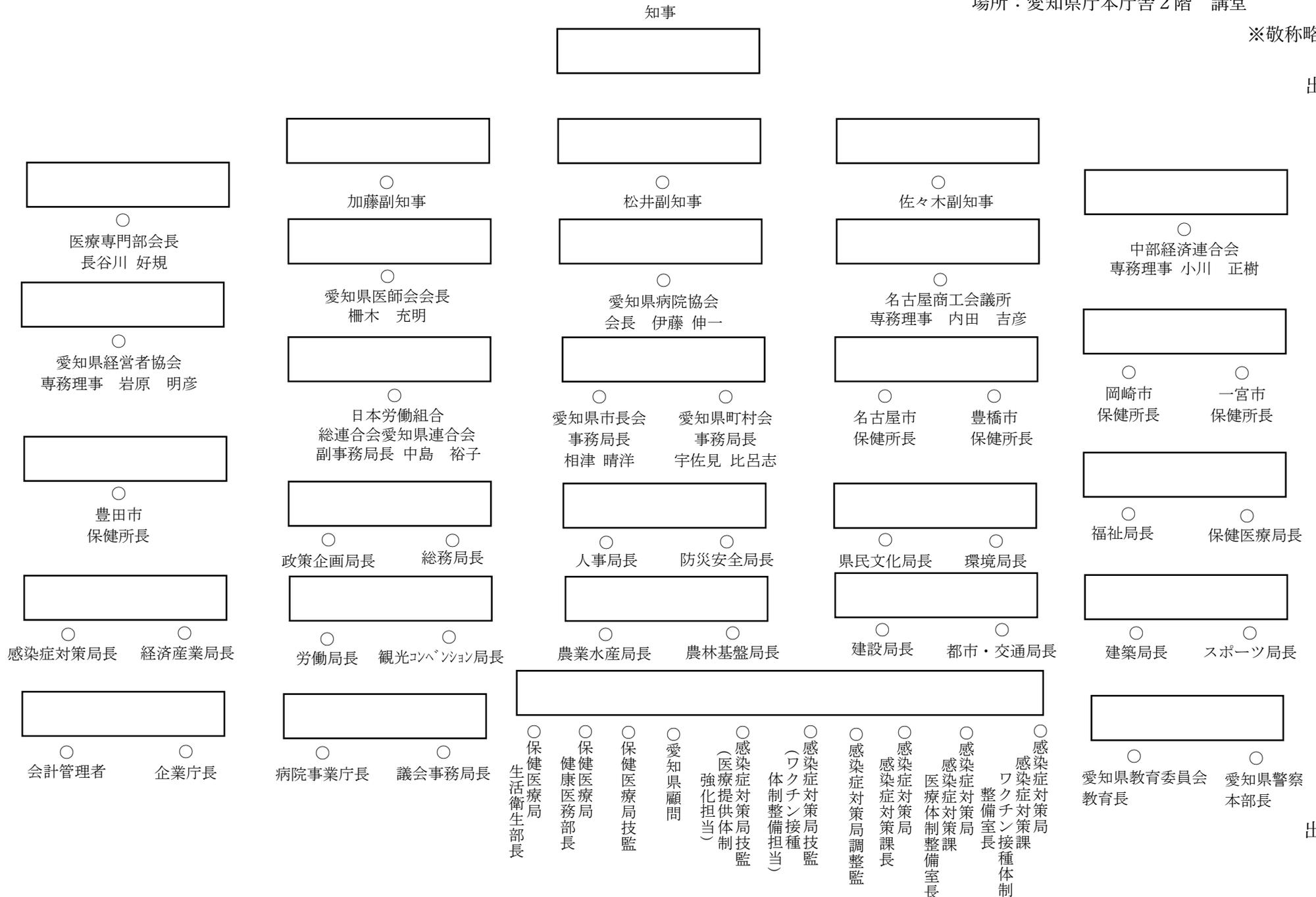
日時：2021年8月6日（金）

午後6時から午後7時まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

※敬称略

出入口



愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

1 対象区域の考え方

- 直近1週間7月29日(木)から8月4日(水)までの人口10万人・1週間当たりの新規陽性者数がステージIVの市町村を指定

2 県内54市町村の状況

名古屋市	32.1人	小牧市	15.5人	あま市	33.1人
豊橋市	18.3人	稲沢市	22.2人	長久手市	28.8人
岡崎市	18.7人	新城市	4.6人	東郷町	40.8人
一宮市	16.9人	東海市	21.2人	豊山町	19.1人
瀬戸市	14.1人	大府市	32.4人	大口町	12.4人
半田市	9.4人	知多市	13.1人	扶桑町	0.0人
春日井市	28.7人	知立市	15.3人	大治町	46.1人
豊川市	23.4人	尾張旭市	26.7人	蟹江町	8.2人
津島市	21.3人	高浜市	8.2人	飛島村	43.5人
碧南市	17.9人	岩倉市	14.6人	阿久比町	14.2人
刈谷市	20.2人	豊明市	20.2人	東浦町	16.2人
豊田市	15.9人	日進市	25.9人	南知多町	17.9人
安城市	11.7人	田原市	18.6人	美浜町	13.4人
西尾市	21.9人	愛西市	9.8人	武豊町	9.3人
蒲郡市	20.2人	清須市	41.5人	幸田町	4.7人
犬山市	12.3人	北名古屋市	23.2人	設楽町	0人
常滑市	15.6人	弥富市	20.9人	東栄町	0人
江南市	27.7人	みよし市	9.5人	豊根村	0人

(参考)

指標	新規陽性者数	
ステージIV	10万人あたり の1週間合計	25人 以上

3 区域

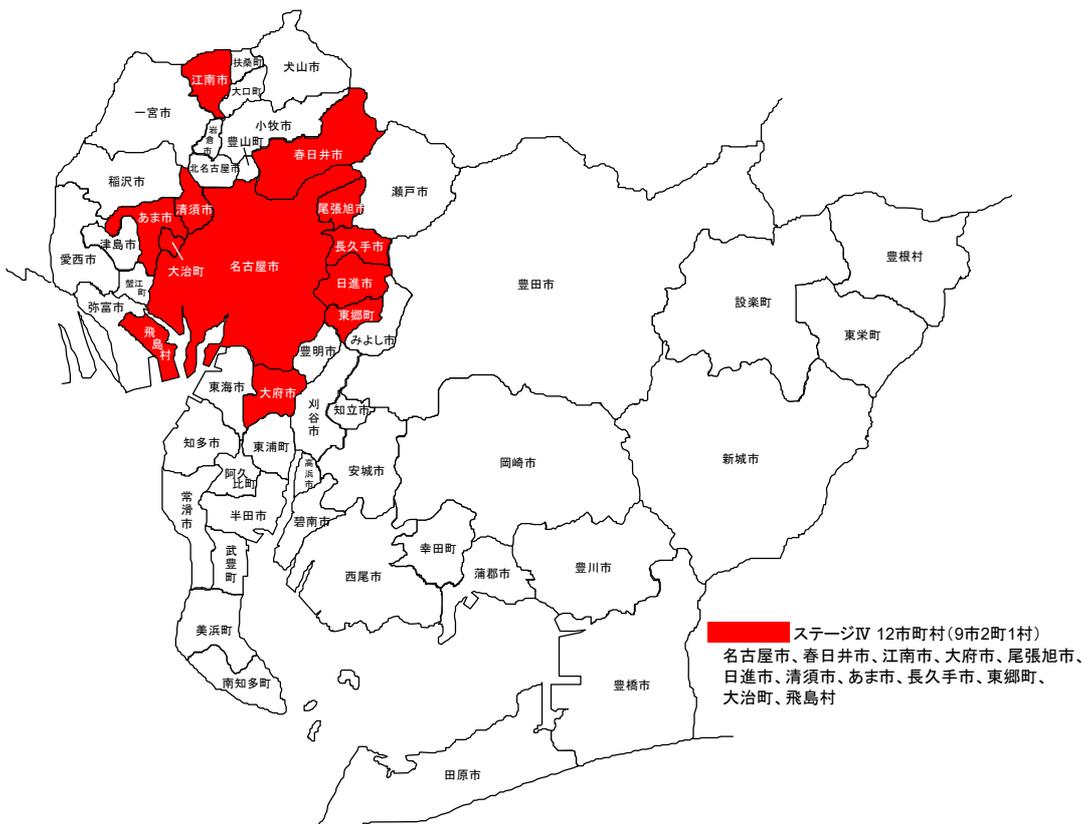
実施区域: 愛知県全域

措置区域: 12市町村(以下のとおり)

名古屋市

尾 張: 春日井市、江南市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村

知 多: 大府市



愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第5波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、7月12日から8月11日までの31日間、嚴重警戒宣言による嚴重警戒措置により、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の防止に取り組んでおります。

しかし、新規陽性者数は、7月上旬から徐々に増加しており、7日間平均値では、7月30日に160人を上回り、ステージⅣに近づいております。また、入院患者数も、8月2日には1日で300人を超え、7日間平均値でもステージⅢとなることが見込まれており、医療提供体制が厳しくなっております。

このような状況の中、本日、国において、本県に対し、「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

このため、名古屋市始め12市町村の措置区域については、飲食店等に対し午後8時まで、措置区域以外の地域には午後9時までとする営業時間の短縮など、更なる感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、東京都・首都圏を始めとするオリンピック・パラリンピック開催地域への移動は自粛していただくとともに、特に夏休みやお盆の期間中は、都道府県をまたぐ不要不急の旅行や帰省などは、原則中止・延期していただきますようお願いいたします。

オール愛知一丸となって、新型コロナウイルス感染症の第5波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 8月8日（日）から8月31日（火）までの24日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県まん延防止等重点措置」にご協力をお願いいたします。

2021年8月5日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県まん延防止等重点措置の概要

○実施区域

愛知県全域

⇒ 愛知県全域(措置区域:12市町村、措置区域以外:42市町村)

○実施期間

8月8日(日)～8月31日(火) 24日間

○飲食店等に対する営業時間短縮の要請

愛知県全域:5時～21時(酒類提供は、21時に閉店できるよう余裕をもってストップ)

⇒措置区域:5時～20時(酒類提供は禁止)

措置区域以外:5時～21時(酒類提供は、「一定の要件」(*)を満たした場合に限り可とし、21時に閉店できるよう余裕をもってストップ)

(*)一定の要件:以下の5項目の対策を全て実施

①アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤入店制限(同一グループの入店は、原則4人以内)

(注)県の実施した10項目調査での対策実施済店舗及びあいスタ認証店に申請済店舗を除く。

○飲食店等以外に対する営業時間短縮の要請及び働きかけ

愛知県全域:5時～21時(働きかけ)

⇒措置区域:5時～20時(1,000㎡超:協力要請、1,000㎡以下:働きかけ)

措置区域以外:5時～21時(働きかけ)

○イベントの開催制限

[大声なし]収容定員 100%以内、かつ、

5,000人又は収容定員 50%以内(≦10,000人)の
いずれか大きい方

[大声あり]収容定員 50%以内、かつ、

5,000人又は収容定員 50%以内(≦10,000人)の
いずれか大きい方



[大声なし]収容定員 100%以内、かつ、5,000人以内

[大声あり]収容定員 50%以内、かつ、5,000人以内

○夏休みやお盆の期間中における感染拡大防止対策

夏休み期間中の不要不急の旅行や帰省など県外への移動の自粛

⇒夏休みやお盆の期間中、都道府県をまたぐ不要不急の旅行や帰省などは、原則中止・延期

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中、東京都・首都圏を始めとするオリンピック・パラリンピック開催地域への移動の自粛

・やむを得ず移動する場合は、目的地との直行・直帰

・オリンピック・パラリンピック競技大会の応援は、家族など普段から会う人と自宅でテレビ観戦し、パブリックビューイングを始め、職場や学校、飲食店等で多くの人が集まる観戦イベントはやめていただく

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第5波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年 8月8日(日)～8月31日(火)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 感染力の強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、生活に必要な場合(※)を除き、日中も含め、外出の自粛をお願いします。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に、措置区域は20時(措置区域以外は21時)以降の不要不急の外出は控えてください。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 措置区域は20時(措置区域以外は21時)以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。
- 外出する必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底

されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛してください。

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛してください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。
- 特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は自粛してください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合は回避してください。少人数・短時間でも「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、絶対にやめていただくようお願いします。
- どうしても会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守した「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

ア 営業時間短縮等の要請

- 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

- ・要請期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)
- ・感染防止対策
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- ・要請期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 5時から21時まで

酒類の提供は、「一定の要件」(※)を満たした場合に限り可とし、21時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

(※)「一定の要件」は9ページ参照。

・感染防止対策 措置区域と同じ

イ カラオケ設備の利用自粛

- 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合は、当該設備の利用自粛をお願いします。なお、カラオケボックスは利用自粛の対象外です。

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

- 「別表2-1」及び「別表2-2」に定める施設に対し、次のとおり要請及び働きかけを行います。

< 措置区域(法第24条第9項に基づく協力要請等) >

・ 期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・ 内容 「別表2-1」のとおり。また、入場整理等、飲食店等と同様の感染防止対策をお願いします。特に、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

< 措置区域以外(特措法によらない働きかけ) >

・ 期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・ 内容 「別表2-2」のとおり。その他は措置区域と同じ。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

- 利用者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します
- 事業の継続に必要な場合を除き、措置区域は20時(措置区域以外は21時)以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いいたします。

Ⅲ. その他のお願い

⑩ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

⑪ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします

す。

- 夏休みやお盆の期間中、感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域)とその他の地域との往来を含め、都道府県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省などは、家族や友人等とも慎重に相談し、原則中止(行かない・呼ばない)・延期の選択をお願いします。
- どうしても都道府県を移動する必要がある場合には、行先では感染しない、広げない対策を徹底し事前のPCR検査も活用してください。

⑫ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

⑬ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の東京都・首都圏を始めとする開催地域への移動の自粛を強くお願いします。
やむを得ず移動する場合は、目的地との直行・直帰をお願いします。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の応援は、家族など普段から会う人と自宅でテレビ観戦して行い、パブリックビューイングを始め、職場や学校、飲食店等で多くの人が集まったの観戦イベントについては、やめていただくようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持

に全力をあげます。

- **国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。**
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- **愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別表1 営業時間短縮等を要請する施設

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮(5時～20時) ・酒類の提供は行わないこと
遊興施設等 (※1)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮(5時～21時) ・酒類の提供は、「一定の要件」(※2)を満たした場合に限り可とし、21時に閉店できるよう時間的余裕をもってオーダーストップ
遊興施設等 (※1)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

(※1)遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

(※2)一定の要件

酒類提供を行う日までに、「対策項目チェックリスト」(県 Web ページ掲載)に基づき、以下の5項目の対策を全て実施してください。

- 1 アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保
- 2 手指消毒の徹底
- 3 食事中以外のマスク着用の推奨
- 4 換気の徹底
- 5 入店制限(同一グループの入店は、原則4人以内)

(注1) 協力金の申請の際には、対策項目チェックリストの写しを添付してください。(「あいスタ認証店」は除く。)

(注2) 県の調査員による見回りの際は、リストを提示してください。(県が実施した10項目調査(4～7月)で対策実施済みであることを確認した店舗及び「あいスタ認証店」(申請中を含む。)を除く。)

別表2-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容(措置区域)

		要請内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮要請
第5号	集会場、公会堂 など	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合は、 1000平米超 :5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館については、 1000平米超 :5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 1000平米超 :5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合は5時から21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)の自粛

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

		要請内容
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超 :5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超:5時から20時までの営業時間短縮要請(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ 1000平米以下:5時から20時までの営業時間短縮働きかけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1~3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理等の働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)の自粛

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

別表2-2 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容(措置区域以外)

		要請内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合も、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館についても、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合も5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は9ページ参照)。

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

		要請内容
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1~3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理等の働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は9ページ参照)。

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表4 イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

○ 収容定員	大声なし	大声あり
5,000人以下	収容定員 100%以内	収容定員 50%以内
5,000人超 ～10,000人	5,000人以下	50%以内 (注)
10,000人超		5,000人以下

(注)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

○ 営業時間短縮 21時まで

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事が可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
飲食店感染防止対策コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

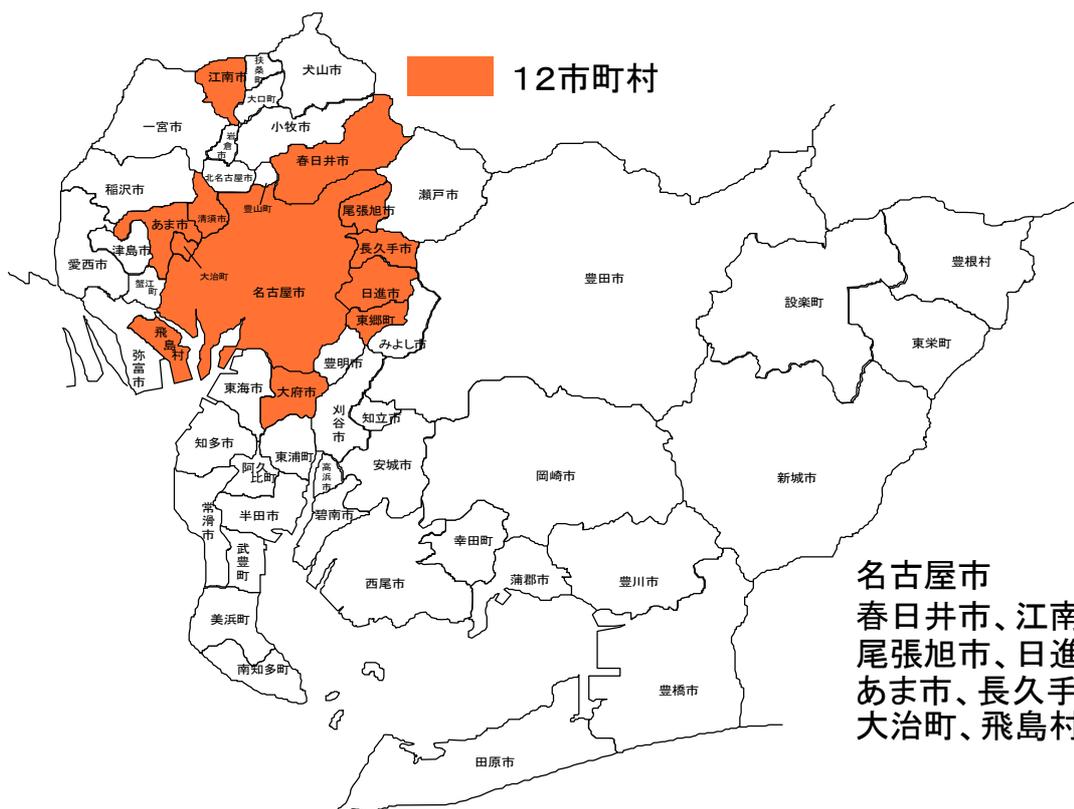
愛知県新型コロナウイルス感染症

第5波の終息に向け

まん延防止等 重点措置

愛知県全域 8月8日～8月31日

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



「愛知県まん延防止等重点措置」の対策

県民	① 不要不急の行動の自粛	外出自粛 措置区域 :20時以降 措置区域以外:21時以降
	② 県をまたぐ不要不急の移動自粛	緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域
	③ 高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④ 基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	措置区域:5時~20時、措置区域以外:5時~21時 愛知県全域:カラオケ設備の利用自粛
	⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ	措置区域:5時~20時、措置区域以外:5時~21時 イベントの開催制限の遵守
	⑦ 業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧ テレワークの推進等	休暇取得の促進等
	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
その他	⑩ イベントの開催制限等	人数上限5,000人+50%(大声あり)・21時まで
	⑪ 行事等での対策	夏休みやお盆期間中の不要不急の旅行は中止・延期
	⑫ 学校等での対応	寮生活・クラブ・部活動の感染対策徹底
	⑬ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策	東京都等オリンピック・パラリンピック開催地への移動自粛、パブリックビューイングの自粛
県	○ワクチン接種体制の整備加速	○あいスタ認証制度の普及

I. 県民の皆様へのごお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に措置区域:20時以降、措置区域以外:21時以降
- 感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人まででマスク会食**
- **三密は避け、必要な外出は短時間で**



内閣官庁HP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地 域	措置区域	措置区域以外
期 間	8月8日（日）～8月31日（火）	
対 象	全ての飲食店等	
時 間	5時～20時	5時～21時
酒類の提供	禁止	「一定の要件」を満たした場合に限り、提供可 時間的余裕をもって ストップ

⑤-2 時短要請に係る協力金

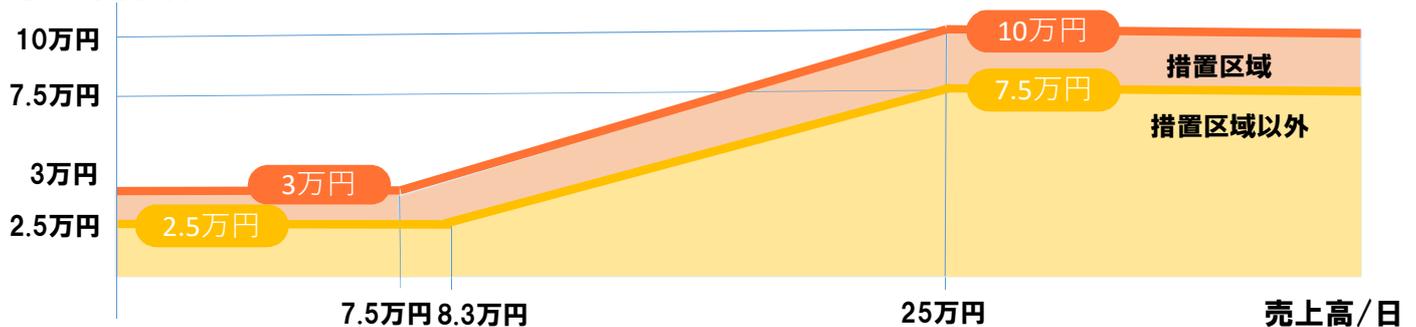
地域	措置区域	措置区域以外
期間	8月8日（日）～8月31日（火）24日間	
協力金 (1店舗1日あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業 売上高に応じて 3万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円)
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ①業種別ガイドラインを遵守 ②「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示 ③カラオケ設備の利用自粛（カラオケボックスを除く） 	

⑤-3 時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり（売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる）

措置区域				措置区域以外			
売上高/日 およその年売上高	～7.5万円 ～3,000万円	7.5万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～	売上高/日 およその年売上高	～約8.3万円 ～3,000万円	約8.3万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	3 万円	3万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円	協力金の額 (店舗・日)	2.5 万円	2.5万円～7.5万円 (1日あたり売上高の30%)	7.5 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円）

※中小企業においてもこの方式を選択可

措置区域以外の店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

⑤-4 カラオケ設備の利用自粛

地 域	愛知県全域	
期 間	8月8日(日)～8月31日(火)	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食を主として業としている店舗 ・結婚式場 ※カラオケボックスは対象外 	
内 容	カラオケ設備の利用自粛	

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

8月8日(日)～8月31日(火)・24日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等 展示場、貸会議室、文化会館 等 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限の遵守 ・5時から21時までの時短要請 ※イベント開催以外の場合は、 1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ) ※映画館については、 1000㎡超：5時から21時までの時短要請
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 博物館、美術館、科学館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限の遵守 ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ) ※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請
マージャン店、パチンコ屋 等 個室ビデオ店、射的場 等 スーパー銭湯、ネイルサロン等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)
大規模小売店、ショッピングセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)
スーパー、コンビニ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	8月8日（日）～8月31日（火）【24日間】	
地 域	措置区域	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
対 象 事 業 者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等(飲食店等の協力金交付者は除く)
1日あたりの支給額	自己利用部分面積 1,000㎡毎に20万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」を 乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり	店舗等面積 100㎡毎に2万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」 を乗じた額

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、休暇取得の促進、
テレワークの推進等
- 勤務抑制 措置区域:20時以降 措置区域以外:21時以降

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の居場所の切替わりに注意

Ⅲ. その他のお願い

⑩ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容	人数上限 5,000人+50%(大声あり)
その他	○開催時間: 21時まで ○イベント前後の 飲食自粛 周知 ○参加者は 人との距離確保 等対策徹底

⑪ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底**
- 夏休みやお盆期間中の**不要不急の旅行等の原則中止・延期**

⑫ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を**徹底し教育活動継続**
- 寮生活・部活動など集団行動での対策徹底**

⑬ オリンピック・パラリンピック期間中の感染拡大防止対策

- 東京都・首都圏等**開催地への移動自粛**
- やむを得ず移動する場合は**目的地との直行・直帰**
- パブリックビューイングの自粛**

Ⅳ. 県の取組

- ワクチン接種体制の整備加速**
- 飲食店等の**感染防止対策の向上を図るため、**
あいスタ認証制度の普及

愛知県の新型コロナウイルス感染者の年代別内訳

	第5波 (2021年7月21日～)		第4波 (2021年3月31日～ 7月20日)	第3波※ (2020年10月21日～ 2021年3月30日)	第2波 (2020年7月～8月)	第1波 (2020年2月～4月)
	8月5日	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)
10歳未満	18人	158人 (5.0%)	1159人 (4.6%)	747人 (3.5%)	106人 (2.6%)	15人 (3.1%)
10歳代	53人	352人 (11.2%)	2510人 (10.0%)	1520人 (7.1%)	261人 (6.4%)	12人 (2.5%)
20歳代	119人	922人 (29.4%)	5949人 (23.8%)	4563人 (21.2%)	1334人 (32.8%)	82人 (17.0%)
30歳代	46人	536人 (17.1%)	3772人 (15.1%)	2976人 (13.8%)	641人 (15.7%)	56人 (11.6%)
40歳代	62人	541人 (17.2%)	3783人 (15.1%)	2919人 (13.6%)	539人 (13.2%)	66人 (13.7%)
50歳代	47人	440人 (14.0%)	3142人 (12.6%)	2857人 (13.3%)	446人 (11.0%)	83人 (17.3%)
60歳代	12人	115人 (3.7%)	1849人 (7.4%)	1943人 (9.0%)	231人 (5.7%)	66人 (13.7%)
70歳代	3人	35人 (1.1%)	1438人 (5.8%)	1986人 (9.2%)	277人 (6.8%)	49人 (10.2%)
80歳代	3人	30人 (1.0%)	945人 (3.8%)	1511人 (7.0%)	183人 (4.5%)	45人 (9.4%)
90歳代	1人	8人 (0.3%)	418人 (1.7%)	456人 (2.1%)	49人 (1.2%)	7人 (1.5%)
100歳以上	0人	0人 (0.0%)	11人 (0.0%)	17人 (0.1%)	3人 (0.1%)	0人 (0.0%)
全体	364人	3,137人	24976人	21495人	4070人	481人

(70歳代以上) 7人 (1.9%) 73人 (2.3%) 2812人 (11.3%) 3970人 (18.5%) 512人 (12.6%) 101人 (21.0%)

(感染経路不明) 191人 (52.5%) 1,677人 (53.5%) 11643人 (46.6%) 9057人 (42.1%) 2174人 (53.4%) 123人 (25.6%)

※65歳以上の感染者 12人 (3.3%)

※ 豊橋市347例目 (高齢者) は、年代別内訳に含まない

愛知県の感染者の症状別状況

○ 感染者数に占める重症・中等症の内訳

第1波（2月～4月）	154人	(32.0%)
第2波（7月～8月）	444人	(10.9%)
第3波（10月21日～3月30日）	2565人	(11.9%)
第4波（3月31日～7月20日）	2371人	(9.5%)
第5波（7月21日～）	196人	(6.2%)

区分	感染者数	軽症等	中等症	重症
第1波（2月～4月）	481人	327人	99人	55人
5月～6月	38人	30人	8人	0人
第2波（7月～8月）	4070人	3626人	359人	85人
9月～10月20日	1178人	991人	160人	27人
第3波（10月21日～3月30日）	21496人	18931人	1854人	711人
第4波（3月31日～7月20日）	24976人	22605人	1667人	704人
第5波（7月21日～8月5日）	3137人	2941人	184人	12人

※重症：人工呼吸器・ECMO装着者又はICU入室者。重症には死亡を含む。

中等症：酸素吸入を実施した者又は肺炎と診断された者

軽症等：上記以外の者

愛知県内における新型コロナウイルス検査件数

2021年8月5日18時現在

検査日	検査件数 (件)			陽性者数 (人)	率 (%)
	PCR検査	抗原検査	計		
2020年2月	618	—	618	27	4.4
3月	3,983	—	3,983	148	3.7
4月	6,612	—	6,612	311	4.7
5月	6,179	6	6,185	22	0.4
6月	3,369	173	3,542	17	0.5
7月	12,975	1,557	14,532	1,447	10.0
8月	28,757	4,939	33,696	2,644	7.8
9月	21,733	4,935	26,668	824	3.1
10月	22,021	4,996	27,017	890	3.3
11月	39,357	11,680	51,037	3,977	7.8
12月	66,611	25,059	91,670	6,451	7.0
2021年1月	79,676	31,918	111,594	7,353	6.6
2月	48,101	24,427	72,528	1,799	2.5
3月	50,758	30,091	80,849	1,552	1.9
4月	79,357	35,571	114,928	6,371	5.5
5月	118,345	46,399	164,744	13,642	8.3
6月	69,107	39,158	108,265	3,664	3.4
7月1日 (木)	1,796	1,344	3,140	40	1.3
7月2日 (金)	1,885	1,417	3,302	44	1.3
7月3日 (土)	1,473	1,033	2,506	63	2.5
7月4日 (日)	644	661	1,305	23	1.8
7月5日 (月)	2,059	1,765	3,824	45	1.2
7月6日 (火)	2,430	1,481	3,911	90	2.3
7月7日 (水)	2,121	1,485	3,606	53	1.5
7月8日 (木)	2,071	2,250	4,321	66	1.5
7月9日 (金)	1,987	1,626	3,613	76	2.1
7月10日 (土)	1,620	882	2,502	65	2.6
7月11日 (日)	791	670	1,461	25	1.7
7月12日 (月)	2,056	1,887	3,943	71	1.8
7月13日 (火)	2,120	1,586	3,706	70	1.9
7月14日 (水)	2,064	1,349	3,413	82	2.4
7月15日 (木)	1,883	1,266	3,149	57	1.8
7月16日 (金)	1,961	1,214	3,175	86	2.7
7月17日 (土)	1,491	831	2,322	80	3.4
7月18日 (日)	623	591	1,214	39	3.2
7月19日 (月)	2,096	1,833	3,929	93	2.4
7月20日 (火)	1,952	1,429	3,381	103	3.0
7月21日 (水)	2,039	1,380	3,419	158	4.6
7月22日 (木)	937	371	1,308	74	5.7
7月23日 (金)	780	416	1,196	52	4.3
7月24日 (土)	2,021	1,022	3,043	119	3.9
7月25日 (日)	866	784	1,650	68	4.1
7月26日 (月)	2,462	1,916	4,378	174	4.0
7月27日 (火)	2,552	1,485	4,037	272	6.7
7月28日 (水)	2,601	1,303	3,904	251	6.4
7月29日 (木)	2,235	1,283	3,518	229	6.5
計	709,175	297,469	1,006,644	53,807	5.3

*愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

*民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

*【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計938,412人。

*抗原検査は2020年5月13日付けの厚生労働省通知に基づき開始。

*陽性者数はその日に陽性確定した人数です（発表の人数とは異なります）。

*検査件数は、医療機関及び民間検査の件数の報告が1週間以内を目処に行われることとなっており、これに伴いこの間の陽性率が実態を表していないことから、1週間経過後に記すこととします。

○検査陽性者の状況

2021年8月5日18時現在

検査実施 人数※1	陽性者数 ※2					入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
		入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
955,488人	55,376人	365人	213人	139人	13人	15人	498人	1,289人	364人	51,835人	1,010人
	確保病床入院者数	344人	(A)	うち重症	13人	(C)	(確保病床以外入院者数21人うち重症0人)				
	確保病床数	1,570床	(B)		170床	(D)					
	病床使用率	21.9%	(A/B)		7.6%	(C/D)					

第5波（2021年7月21日～）

陽性者数	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症	入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
3,137人	326人	189人	127人	10人	15人	498人	1,289人	364人	645人	0人

第4波（2021年3月31日～2021年7月20日）

陽性者数	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症	入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
24,976人	39人	24人	12人	3人	0人	0人	0人	0人	24,528人	409人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。なお、検査件数は1,024,374件。

※2 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染91人、重複分12人及び発生届取り下げ52人については含めていない。

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または陽性者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

重症者の年代別内訳

※65歳以上は1人

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	計
重症者数	0	0	1	6	5	0	1	0	0	13

○クラスターの感染 5,452人

	発生しているクラスター	終息したクラスター（9A～）
職場		
医療機関	9 D (54人)	9 A (35人)、9 B (20人)
高齢者施設等	9 G (11人)	9 E (13人)
保育施設・学校等	9 F (24人)	
繁華街の飲食店		
会食		
その他	9 H (15人)(飲食店)	9 C (10人)(スポーツチーム)

※上記以外の終息したクラスター A～8 Z (5,270人)

- 県外由来の感染 1,402人
- 海外由来の感染 85人
- その他の感染 48,437人

<参考> 検査陽性者の状況

陽性者数	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症	入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院	死亡
58人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	57人	0人

指標の推移

←緊急事態宣言（レッド）（5月7日～）（緊急事態措置 5月12日～）									→入院患者数及び重症者数については、確保病床分に変更																			
日付	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	280	417	443	393	381	346	304	145	305	287	288	266	218	169	96	169	246	169	148	123	101	46	98	109	99	104	88	82
(1) 新規陽性者数 ^{※1}	531.6	514.6	487.0	453.6	422.7	384.3	366.3	347.0	331.0	308.7	293.7	277.3	259.0	239.7	232.7	213.3	207.4	190.4	173.6	160.0	150.3	143.1	133.0	113.4	103.4	97.1	92.1	89.4
(2) 陽性率 ^{※2}	8.9%	8.8%	8.8%	8.4%	8.2%	7.7%	7.5%	7.2%	7.1%	6.6%	6.3%	6.1%	5.8%	5.4%	5.4%	5.0%	5.2%	4.9%	4.5%	4.3%	4.1%	4.0%	3.8%	3.3%	3.1%	3.1%	3.0%	2.9%
(3) 入院患者数 ^{※1※4}	987.6	1001.0	1010.4	1017.4	1019.9	1018.1	1009.7	998.1	935.1	933.4	929.0	928.4	925.1	921.4	913.7	900.4	883.9	867.9	848.9	827.7	805.1	783.6	760.1	740.1	715.0	687.7	658.9	630.9
(参考1) 重症者数 ^{※1※4}	83.4	86.3	89.1	92.6	94.4	96.0	97.6	98.6	99.3	98.7	96.4	93.7	91.0	88.6	87.1	86.7	85.4	84.9	83.9	82.4	81.1	78.9	76.3	72.4	68.6	65.1	61.7	58.1
(参考2) 新規高齢者数 ^{※1,※3}	63.3	59.4	57.1	55.6	52.0	52.4	50.9	48.9	46.9	43.9	40.0	40.6	37.3	34.1	34.1	30.3	28.4	25.6	21.6	19.7	18.1	16.9	15.3	13.6	12.9	14.4	12.9	11.9

→まん延防止等重点措置														→嚴重警戒措置														
日付	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	35	96	75	100	66	46	41	20	49	53	49	42	45	63	21	51	85	49	66	64	64	42	70	71	73	66	73	94
(1) 新規陽性者数 ^{※1}	87.9	87.6	82.7	82.9	77.4	71.4	65.6	63.4	56.7	53.6	46.3	42.9	42.7	45.9	46.0	46.3	50.9	50.9	54.3	57.0	57.1	60.1	62.9	60.9	64.3	64.3	65.6	69.9
(2) 陽性率 ^{※2}	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.9%	2.0%	1.9%	2.1%	2.1%	2.2%	2.4%
(3) 入院患者数 ^{※1※4}	602.1	575.9	547.6	517.1	487.4	458.6	430.4	406.3	379.4	354.1	335.7	317.9	300.1	282.6	266.1	252.6	239.0	226.0	215.9	208.1	201.1	193.7	187.4	185.9	184.4	185.4	186.3	188.1
(参考1) 重症者数 ^{※1※4}	54.1	49.7	46.4	43.4	41.0	38.1	35.0	32.7	30.3	28.9	27.1	24.7	22.9	21.4	20.1	18.1	16.1	14.7	14.4	14.1	13.9	13.9	14.0	14.3	14.1	13.7	13.1	12.6
(参考2) 新規高齢者数 ^{※1,※3}	12.3	10.9	9.3	8.7	6.3	6.9	6.3	5.6	5.3	5.3	5.0	4.7	3.6	4.7	4.4	4.0	4.3	4.1	4.6	4.7	5.7	7.0	8.1	7.7	8.0	7.3	7.7	7.6

日付	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	36	92	107	146	68	69	107	70	172	264	249	229	286	231
(1) 新規陽性者数 ^{※1}	69.0	72.1	77.3	87.7	88.0	87.4	89.3	94.1	105.6	128.0	142.7	165.7	196.7	214.4
(2) 陽性率 ^{※2}	2.3%	2.5%	2.7%	3.3%	3.8%	3.6%	3.6%	3.7%	4.0%	4.7%	4.7%			
(3) 入院患者数 ^{※1※4}	189.7	194.6	196.9	202.7	207.0	212.9	217.7	223.0	223.6	227.3	229.4	234.7	241.0	249.1
(参考1) 重症者数 ^{※1※4}	11.7	11.3	10.6	10.1	10.0	9.9	9.7	9.9	9.6	9.4	9.1	8.9	8.9	8.9
(参考2) 新規高齢者数 ^{※1,※3}	6.1	4.7	5.0	5.3	5.0	4.0	2.1	2.0	3.0	3.3	3.3	4.3	5.0	5.1

→指標の変更

日付	8/2	8/3	8/4	8/5
曜日	月	火	水	木
新規陽性者数	146	257	372	364
(1) 新規陽性者数 ^{※1}	225.3	237.4	252.9	269.3
(2) 陽性率 ^{※2}				
(3) 入院患者数 ^{※1※4}	258.0	271.6	283.7	299.1
(参考1) 重症者数 ^{※1※4}	9.0	9.3	9.6	10.4
(参考2) 新規高齢者数 ^{※1,※3}	5.7	5.1	5.4	5.6

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上) ※4 6/1の数値から確保病床の入院患者数及び重症者数に変更

指標（2021年8月5日時点から適用）

確保病床 : 1,570床
重症者用病床 : 170床

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※1})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	235人未満	235人 ^{※3}	314人 ^{※4}	785人 ^{※5}

参考項目

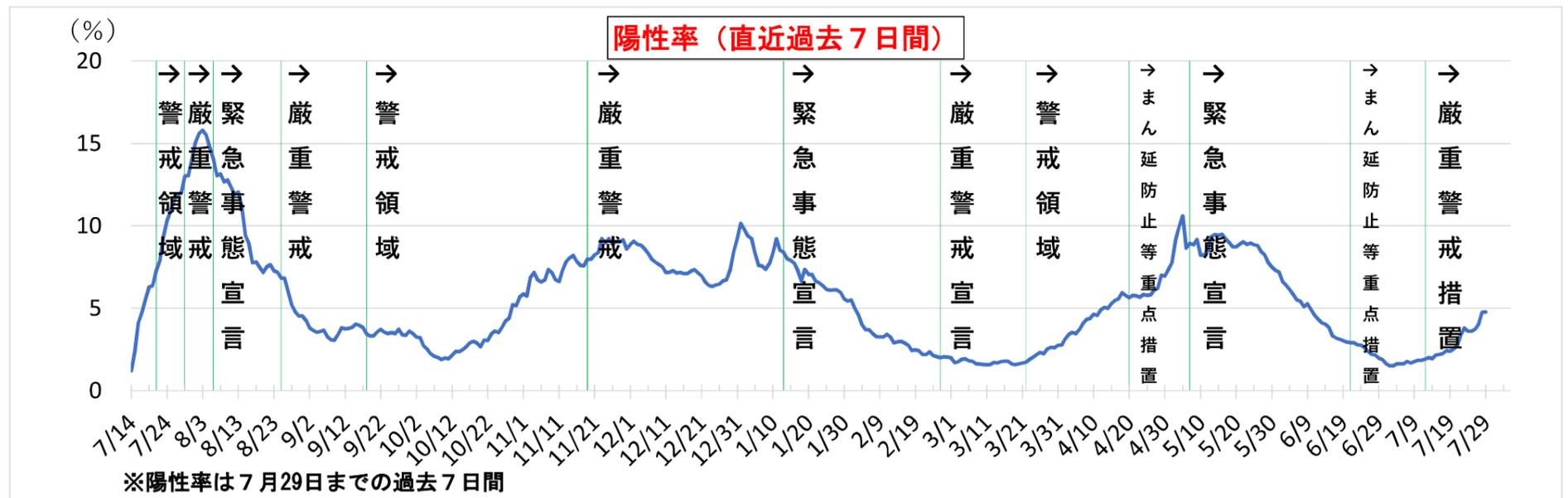
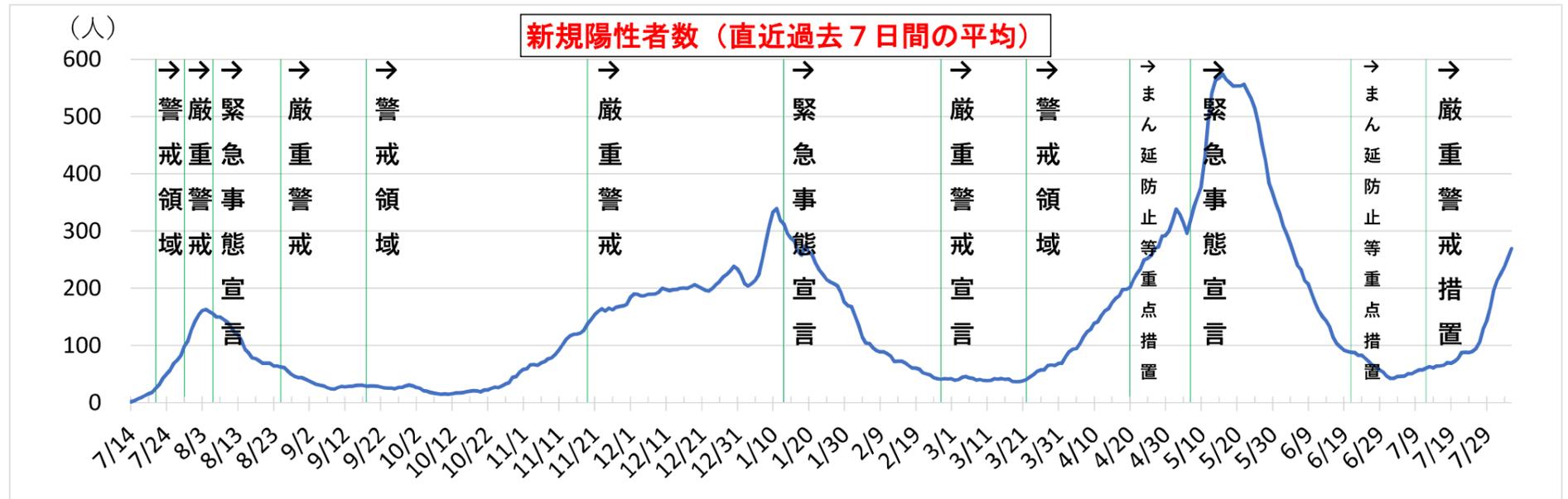
入院患者のうち重症者数 ^{※2} (過去7日間の平均)	25人未満	25人 ^{※3}	34人 ^{※4}	85人 ^{※5}
新規陽性者のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

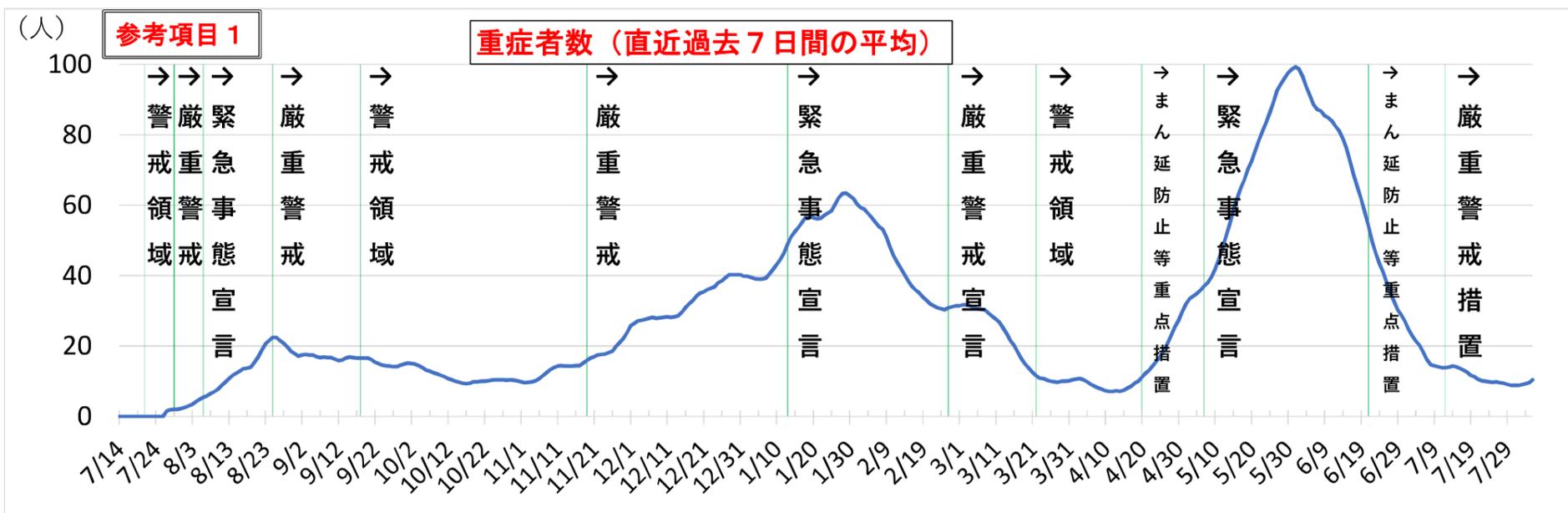
※1 陰性確認の検査を除いた人数。 ※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。
※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50%

指標の推移

2020年 2021年
(7月14日～8月5日)

- 警戒領域：7月21日～
- 警戒領域：7月29日～
- 緊急事態宣言：8月6日～
- 警戒領域：8月25日～
- 警戒領域：9月18日～
- 警戒領域：11月19日～
- 緊急事態宣言：1月13日～
- (緊急事態措置：1月14日～)
- 警戒領域：2月26日～
- (警戒措置：3月1日～)
- 警戒領域：3月22日～
- まん延防止等重点措置：4月20日～
- 緊急事態宣言：5月7日～
- (緊急事態措置：5月12日～)
- まん延防止等重点措置：6月21日～
- 警戒領域：7月8日～
- (警戒措置：7月12日～)





新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の増床について

年月日	確保病床数		うち重症病床数	
		増加数		増加数
2020年2月25日	72	—	—	—
3月16日	190	118	—	—
3月23日	200	10	—	—
3月30日	250	50	—	—
4月13日	300	50	—	—
4月17日	445	145	28	—
5月11日	500	55	↓	—
7月27日	766	266	60	32
8月14日	791	25	70	10
10月15日	860	69	↓	—
12月 1日	900	40	↓	—
12月18日	↓	—	103	33
12月21日	934	34	↓	—
2021年1月 6日	1,102	168	↓	—
1月20日	↓	—	125	22
2月 9日	1,215	113	126	1
5月17日	1,515	300	146	20
8月 5日	1,570	55	170	24

指 標 (現 行)

確保病床 : 1, 515床
重症者用病床 : 146床

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	5人/10万人/週 50人	15人/10万人/週 (国指標:ステージⅢ) 160人	25人/10万人/週 (国指標:ステージⅣ) 260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※1})	2.5%未満	2.5%	5% (国指標:ステージⅢ) 5.0%	10% (国指標:ステージⅣ) 10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	220人未満	確保病床の15% 220人 ^{※3}	確保病床の20% (国指標:ステージⅢ) 300人 ^{※4}	確保病床50% (国指標:ステージⅣ) 750人 ^{※5}

参考項目

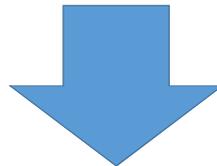
入院患者のうち重症者数 ^{※2} (過去7日間の平均)	22人未満	確保病床の15% 22人 ^{※3}	確保病床の20% (国指標:ステージⅢ) 30人 ^{※4}	確保病床50% (国指標:ステージⅣ) 75人 ^{※5}
新規陽性者の中の高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	新規陽性者(50人) の14% ^{※6} 7人	新規陽性者(160人) の14% 22人	新規陽性者(260人) の14% 36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。

※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50%

※6 愛知県におけるすべての陽性者数(2020年12月22日まで)に占める高齢者(70歳以上)の割合が約14%



2021年8月6日から適用

指 標 (見直し)

確保病床 : 1, 570床
重症者用病床 : 170床

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※1})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	235人未満	235人 ^{※3}	314人 ^{※4}	785人 ^{※5}

参考項目

入院患者のうち重症者数 ^{※2} (過去7日間の平均)	25人未満	25人 ^{※3}	34人 ^{※4}	85人 ^{※5}
新規陽性者の中の高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。

※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50%

愛知県のワクチン接種の状況

(令和3年8月6日作成)

接種対象	1回目接種	2回目接種
医療従事者等への接種 [接種率母数：27万人]	411,507回 [152.41%]	337,048回 [124.83%]
うち 医療従事者への接種 (7月21日時点) 高齢者施設従事者への接種 (7月30日時点) 大規模接種会場でのキャンセル枠(県・市) (8月5日時点実績)	268,832回 64,081回 78,594回	250,097回 45,484回 41,467回
一般接種全体(高齢者接種含む) (8月5日時点実績) [接種率母数：640万人] 参考(全人口計算) [接種率母数：757.5万人]	2,607,681回 [40.75%] [34.42%]	1,844,639回 [28.82%] [24.35%]
うち65歳以上の高齢者接種 (8月5日時点実績) [接種率母数：187.3万人]	1,677,002回 [89.53%]	1,561,926回 [83.39%]
合計(12歳以上) [接種率母数：667万人] 参考(全人口計算) [接種率母数：757.5万人]	3,019,188回 [45.27%] [39.85%]	2,181,687回 [32.71%] [28.80%]

※ 接種回数は官邸ホームページ等より引用

医療従事者等のうち、医療従事者の接種者数は、7月21日時点のV-SYS登録実績
 医療従事者等のうち、高齢者施設従事者の接種者数は、7月30日時点のV-SYS登録実績
 医療従事者等のうち、大規模接種会場でのキャンセル枠(県・市)は、8月1日時点の実績
 一般接種全体及び高齢者接種は、8月5日時点のVRS登録実績

【医療従事者等への接種実績について】

V-SYSの実績登録に関するシステムロックのため、医療従事者は7月21日、高齢者施設等の従事者は7月30日をもって、接種実績の更新は行われません。
 システムロック以降の実績については、接種券が届きVRSで登録が行われ次第、一般接種に計上されることとなります。

新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

(2019 年度)

2 月補正予算 2 0 億円 ①

(2020 年度)

4 月補正予算 3 6 5 億円 9 月補正予算 7 1 9 億円

5 月専決補正予算 2 5 億円 1 1 月補正予算 5 2 2 億円

5 月補正予算 2 8 8 億円 1 月補正予算 5 7 9 億円

6 月補正予算 1, 1 6 0 億円 2 月補正予算 8 4 3 億円

8 月専決補正予算 1 8 億円 合 計 4, 5 1 9 億円 ②

(2021 年度)

当 初 予 算 1, 3 1 1 億円 8 月補正予算 6 8 9 億円

4 月補正予算 6 0 7 億円

5 月補正予算 (^{県立病院事業会計}
5 億円含む) 8 5 1 億円

6 月補正予算 1, 4 1 6 億円

7 月補正予算 6 0 1 億円 合 計 5, 4 7 6 億円 ③

累 計 (①+②+③) 1 兆 1 5 億円

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがある。